発行日：令和8年11月1日　Page 1
325 号

上川路会計通信

KAMIKAWAJI



税理士法人 上川路会計

■本店　下荒田事務所
■支店　名山町鹿児島ビル事務所



第325号

ごあいさつ　経世済民

代表
上川路　長生

鹿児島市武岡団地に住んで40数年になりました。鹿児島中央駅に近く、陽当たりのいい住みやすい気に入った町です。団地から子供達の声が消えて久しく、私どもと同じ老夫婦のみが目立っていました。それが今や隣近所で古い家を壊し新しく2世帯住宅が次々に建てられて、町が一変してきました。お隣の永く親切にしていただいた家も壊されて新しい建物2軒の建設が始まりました。別離の寂しさと朝夕の冷え込みに、秋深しの感が募ります。芭蕉の句“秋深き隣は何をする人ぞ”の想いが身に染みる夜長です。

臨時国会が始まり高市早苗首相は、所信表明演説で「私が貫く志は“経世済民”、最優先課題は経済の力で国民の暮らしを守り、希望ある未来を切り開くことです」と中国の古典に登場する四文字熟語で、国民の暮らしに寄り添う姿勢を印象づけました。また力強い経済成長を実現することこそが、「私が首相を志した原点だ」と言及して、消費税関連法案については、「家計に少しでもゆとりを生み出したい。そのための法案だ」と訴えました。出鼻をくじくように、肝入りで農林大臣に抜擢した簗氏の国会議員として失格ともいえる発言によって、高市一強の脆さが露呈してしまいました。

国際秩序については、「ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜く」と乱世の様相を呈する国際情勢への危機感に言及しました。中国は東・南シナ海への海洋進出の動きを強め、ロシアはウクライナへの侵略を続けています。米国は国際刑事裁判所（ICC）の解体を主張するという状況の中、首相は『法の支配』の重要性を改めて発信しました。「力による現状変更は世界のどこにおいても許されない。わが国はこの原則をこれからも世界に訴えていく」と述べました。

米国のトランプ大統領と中国の習近平国家主席がワシントンで、首脳会談に挑みました。安定した関係を継続していると内外にアピールしたい思惑が両者にはありました。トランプ氏は中国が第2次大戦で米国の同盟国だったと言及しました。習氏も大戦で米中は共に戦い「日本軍国主義の侵略者に反撃した」と述べました。中国は高市政権を『新型軍国主義』と呼ぶなど批判を強めています。そんな中国の主張に、トランプ氏が迎合したように映ります。実利を優先し同盟国の頭越しに中国に接近する懸念もあり高市政権は正念場を迎えています。

今年のノーベル平和賞は南アフリカ出身の国際刑事裁判所（ICC）裁判官を務めたナバネセム・ピレイ元国連人権高等弁務官に授与することが決まりました。トランプ米政権によるICC裁判官への制裁を念頭にピレイ氏を『国際法の偉大な守護者』と評価しました。トランプ氏の悲願の平和賞は宿敵に授与されました。ノーベル化学賞には、東京理科大の硲合憲三名誉教授の研究が、生命が行う化学反応に関する大きな謎を解明したとして輝きました。有機合成化学について日本の水準の高さを改めて世界に示しました。残念なことに最近では論文の数が他国に比べて減少しており、若き研究者への環境整備が急務といえます。

会計不正が明らかになっているモーター大手ニテックの連結決算が発表され、5,646億円の過去最大の赤字となりました。監査法人の監査意見は3年連続で『意見不表明』と異常なものとなりました。東京証券取引所で『特別注意銘柄』に指定されていて、上場維持が出来るのか注目されています。

米大リーグの今年の大谷翔平は終わりました。満身創痍で戦ったポストシーズンは痛々しいものでした。来季に二刀流が輝きを取り戻せるか期待して待っています。

（令和8年10月吉日）

目　次

ごあいさつ　“経世済民”　・・・1P
税務カレンダー　・・・2P
2026年11月・12月の経理・税務チェックリスト　・・・3P
会計・税務のQ＆A！
“令和8年分年末調整”　・・・4・5・6P
KSCセミナーのご案内（年末調整）　・・・7P
職員コラム 今月の担当：花木　裕哉　・・・7P
随想　“『知ろうとしないことは学べない』
上川路 美恵野”　・・・8P

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

2026年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22 勤労感謝の日	23 振替休日	24	25	26	27	28
29	30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5

〈９月決算会社申告書提出〉

11月30日まで

- ９月決算法人の確定申告
- ３月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - １２月決算法人　　第３四半期分
 - ３月決算法人　　第２四半期分
 - ６月決算法人　　第１四半期分
- ３・６・９・１２月決算法人・個人事業者の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が４，８００万円超の８月、９月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告
- 特別農業所得者の予定納税額の納付
- 所得税の予定納税額の納付（第２期分）

１１月１０日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

１１月１６日まで

- 所得税の予定納税額減額申請

■１１月中において各都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の第２期分の納付

2026年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28 上川路仕事納め	29	30	31 正月休み	1/1	1/2
1/3	1/4 仕事始め	1/5	1/6	1/6	1/7	1/8

〈１０月決算会社申告書提出〉

1月4日まで

- １０月決算法人の確定申告
- ４月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - １月決算法人　　第３四半期分
 - ４月決算法人　　第２四半期分
 - ７月決算法人　　第１四半期分
- １・４・７・１０月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 年税額４，８００万円超の９月、１０月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（８月決算法人は２ヶ月分）

１２月１０日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年６月～１１月分）の納付

■ **本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで**

- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■ **本年最後の給与の支払をする時**

- 給与所得の年末調整

■ **１２月中の市町村条例で定める日**

- 固定資産税（都市計画税）の第３期分の納付

2026年11月の経理・税務チェックリスト

年末調整の準備

☐ 年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。従業員全員から申告書や必要資料を収集したり、所得税の精算をする必要があるため、かなりの時間と手間が必要となる業務です。

令和8年分については、基礎控除と給与所得控除の引き上げや特定親族特別控除の新設といった大きな変更点があります。令和8年分の年末調整の変更点を確認し、スムーズに年末調整を終えられるよう、しっかりと準備していきましょう。

※4～6ページの会計・税務のQ＆A！『令和8年分年末調整』もご確認ください

年末賞与の支払準備

☐ 今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

売掛金の回収

☐ 年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

年末の多忙時の対策

☐ これから年末にかけて特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えましょう。

2026年12月の経理・税務チェックリスト

年末調整の実施

☐ 年末調整の計算月です。年末調整事務に際しては、申告書や必要書類を各社員から提出してもらう必要があります。また、必要に応じて従業員等のマイナンバーの収集及び本人確認の実施も行わなければなりません。取扱のルールを確認し慎重に行いましょう。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なりますので、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

新年度の源泉徴収事務の準備

☐ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1月）に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

☐ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

会計・税務のＱ＆Ａ！



テーマ『令和８年分年末調整』

令和8年（2026年）の所得税は、基礎控除と給与所得控除が拡充され、課税最低限が給与収入178万円まで引き上げられます。扶養親族の所得要件も緩和され、源泉徴収税額表や申告書様式が改正されるため、企業の実務対応が必要です。さらに生命保険料控除についても、23歳未満の扶養親族を有する場合に適用される特例が提供されることとなり、企業の年末調整実務に新たな留意点が生じます。 国税庁のホームページ等で詳細を確認し、早めの準備をしていきましょう。

●令和８年分年末調整主な改正事項

国税庁HP参照

■基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	**104万円**	**67万円**	**62万円**

（注）１　合計所得金額が655万円以下の場合の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります（この加算は、居住者についてのみ適用があります。）。
２　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

■給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、給与等の収入金額が220万円未満の場合の給与所得の金額は、次のとおりとされました。

給与等の収入金額	74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
給与所得の金額	**なし**	**その収入金額 －74万円**	**145万1,000円**	**145万3,000円**	**145万6,000円**

（注）１　上記に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。
２　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

■扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下から62万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	特定親族	配偶者特別控除の 対象となる配偶者	勤労学生
所得要件（※）	**62万円以下**	**62万円超123万円以下**	**62万円超133万円以下**	**89万円以下**

（※）合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

■年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

⑴　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超		一律60,000円

※次ページ参照

⑵　旧生命保険料及び上記⑴の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が６万円とされました。
（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

●年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。

10月	11月	12月	1月
① 各種申告書の配付・受理（各種控除額の確認）		**② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算**	**③ 過納額の還付、不足額の徴収・納付**

《申告書の受理と内容の確認》

○ 扶養控除等(異動)申告書
令和９年分の扶養控除等(異動)申告書の配付・受理を併せて行うと効率的です。

○ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

○ 保険料控除申告書

○ 住宅借入金等特別控除申告書

年末調整手続を電子化することで手続が簡便化されます。

従業員ごとに⑴～⑸の流れで実施します。

⑴ 給与等と徴収税額の集計

⑵ 給与所得控除後の給与等の金額の計算

⑶ 所得控除額の合計額の計算

⑷ 年間の給与等に係る税額の計算

⑸ 過不足額の計算と精算

年末調整計算シートをご利用いただくと効率的に行うことができます。

年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に税額等を記載した上で、徴収税額を納付。

納期限：令和９年１月12日(火)
※ 納期の特例の承認を受けている場合は令和９年１月20日(水)です。



④ 源泉徴収票等の作成・提出

源泉徴収票等の作成

従業員へ交付
○ 源泉徴収票

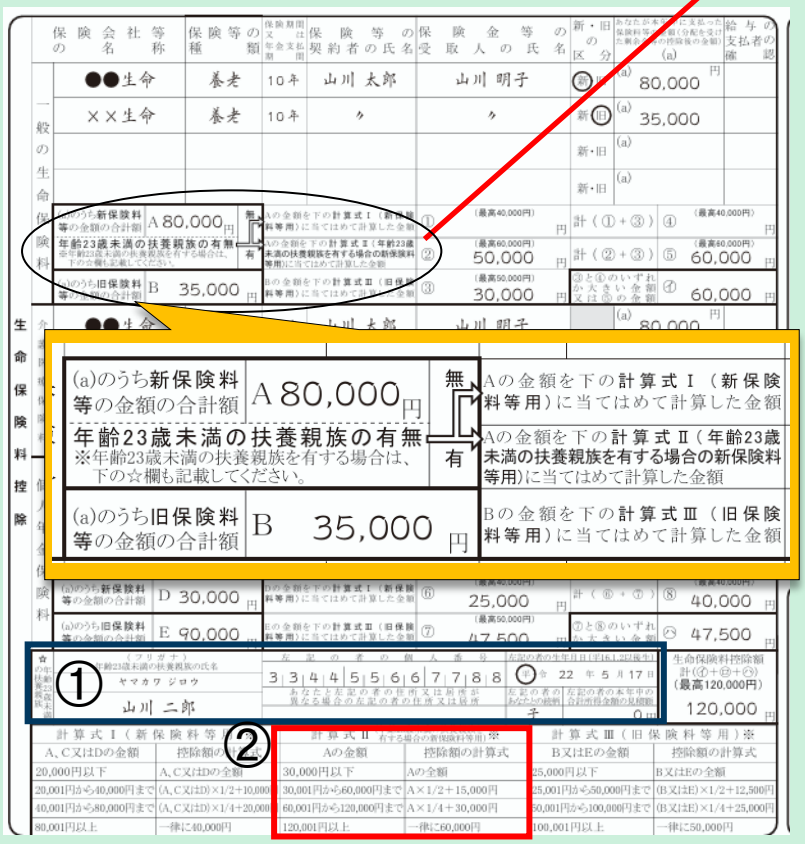
従業員の住所地の市区町村へ提出
○ 給与支払報告書
○ 給与支払報告書(総括表)

(注) 令和９年１月１日以後、市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合には、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされますので、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。

上記の交付及び提出期限は令和９年２月１日(月)です。

地方税ポータルシステム(eLTAX)を使うと、給与支払報告書を各市区町村へ自動振り分けにより提出することができます。
詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書



(a)のうち新保険料等の金額の合計額　A 80,000円　無

Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額

年齢23歳未満の扶養親族の有無
※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、下の☆欄も記載してください。　有

Aの金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額

(a)のうち旧保険料等の金額の合計額　B 35,000円

Bの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額

①

左記の者の個人番号												
	3	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	

○年 22 年 5 月 17 日

ヤマカワ ジロウ
山川 二郎

生命保険料控除（新保険料）の金額 120,000円（最高120,000円）

②

計算式Ⅰ（新保険料等用）		計算式Ⅱ（有する場合の新保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額	30,000円以下	Aの全額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円

【年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例(令和8年分)】

23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除(新保険料)の上限額が「4万円→6万円」に拡大される特例です。

例えば23歳未満の扶養しているお子様がいる場合

■扶養が夫・妻どちらについているかは関係なく、夫婦それぞれが適用可能です。

■特例を適用したい場合、年末調整の申告書の「①」欄に23歳未満の扶養親族の氏名・個人番号・生年月日等を記載します。
※複数いる場合でも、１名のみ記入すればOK

■控除額の計算方法
この特例を適用する場合、新生命保険料に係る控除額は「②」欄の**計算式Ⅱ**を使用。

■注意点：一般生命保険料控除（新保険料）の上限は増えますが、生命保険料控除全体の上限（一般＋介護医療＋個人年金＝最大12万円）は変わりません。そのため、介護医療保険料控除・個人年金保険料控除をフル活用している場合は、合計12万円の上限で頭打ちになる可能性があります。

★23歳未満の扶養親族がいても、①の記載がないと、一定の新生命保険料についてこの特例が適用されず、控除額が少なくなる場合があるので注意しましょう

●令和８年分年末調整　Ｑ＆Ａ

年末調整について、比較的多く寄せられる質問等をピックアップしました。国税庁HP「令和8年分　年末調整Q&A 」等にてご確認下さい。（以下、国税庁HPより抜粋しております）

[Q] 当社の営業課長Aは、本年１０月３１日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。
Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

[A] 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。
なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が136万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。
Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

[Q] 年末調整を終えた後に、従業員Aから、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出を失念していたとの申出がありました。年の最後に給与の支払をする日の前日までに「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなかったため、配偶者（特別）控除を適用せずに年末調整の計算を終えていますが、その後に従業員Aから「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出を受けることにより、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

[A] 「給与所得者の配偶者控除等申告書」は、その年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとされており、年末調整の計算は、提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて行うこととされています。
ご質問の場合、年の最後に給与の支払をする日の前日までにAさんから「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなかったため、配偶者（特別）控除を適用せずに年末調整の計算を終えたとのことですが、その後、Aさんから「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。　なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

[Q] 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

[A] たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月１０日（納期の特例の承認を受けている場合は1月２０日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。
なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署に提出するようお願いします。（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）

【年末調整関連スケジュール】

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
➡ **令和９年１月12日(火)**

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）
➡ **令和９年１月20日(水)**

◎　給与所得の源泉徴収票などの法定調書の交付・提出期限
➡ **令和９年２月　１日(月)**

一般社団法人
鹿児島経営サポートセンター

～令和８年度 年末調整研修のご案内～



給与担当者及び経理担当者必見

「給与担当者向け 年末調整研修（令和8年度）」

税理法人ワイ・エム・シー
公認会計士・税理士 柚木崎徹郎 先生

セミナー内容

令和8年度税制改正では、前年度に引き続き「働き控えの解消」と「手取りアップ」の観点で、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額が見直されました。また、扶養親族等の所得要件の緩和、保険料控除の特例追加などが実施されました。もうすでに、今年度の年末調整の準備を始められていらっしゃる方もおられるかと思いますが、改正点を 中心に分かり易くご説明します。

- 日　　時　**令和８年１１月１３日（金）１５：３０～１７：００**
- 開催方式　ZOOMによるライブ配信
- 会　　費　無　料！
- お申込方法　別紙参照　　QRコードを読み込み、お申込みください。
- お問合せ　税理士法人　上川路会計　ＴＥＬ 099-252-7070
 担当　福田・味園

QRコードからのお申し込みになっております。ご不明な場合は、お気軽にご連絡くださいませ。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「ちょっと変わった私の興味」

今月の担当：経営支援部　花木　裕哉

私には、周りからすると少し変わっているかもしれませんが、興味を持って資格を取ったり、実際に大会に参加したりしているものがあります。それが「温泉」「ラジオ体操」「モルック」です。

まず、温泉ソムリエの資格を持っています。もともと温泉が好きだったのですが、資格を取ってからは、温泉に行くと「気持ちいいな」と入るだけではなく、脱衣所などにある温泉の分析表が気になるようになりました。「泉質は何だろう」「どんな特徴がある温泉なんだろう」と、つい確認してしまいます。資格を取ったことで、温泉の楽しみ方が少し変わりました。

次に、ラジオ体操です。実は「ラジオ体操指導員」の資格も持っています。講習会に参加して取得しました。子どもの頃から馴染みのあるラジオ体操ですが、改めて正しい動きを意識してやってみると、意外としっかり体を動かしていることに気付きます。今では、ラジオ体操を見る目も少し変わりました。



そして、最近興味を持っているのが「モルック」です。フィンランド発祥のスポーツで、木の棒を投げて数字の書かれたピンを倒し、得点を競います。

実は、九州大会にも出場したことがあります。といっても、何かの大会で上位に入って出場権を得たわけではありません。出場予定だった方の中から参加できる方がいなくなり、追加募集があったため、「せっかくの機会だから」と思い切って立候補しました。

結果はさておき、普段なかなか経験できない九州大会に出場できたことは、いい思い出になっています。

こうして振り返ると、私はどうやら「ちょっと気になったことを、実際にやってみる」のが好きなのかもしれません。

これからも、興味を持ったことにはあまり構えずに挑戦して、仕事以外でも楽しめることを増やしていきたいと思っています。

随想『知ろうとしないことは学べない』　上川路美恵野

柿の実はぽってりと赤く、銀杏は輝かしい黄色に色づき急速に秋が深まってきました。

一年をかけて描くNHK大河ドラマも終盤、クライマックスへ向かって一直線の時期です。今年の「豊臣兄弟」は豊臣秀吉の弟、秀長が主人公です。兄の秀吉の天下統一を補佐し、その後の豊臣政権を支える重要な柱となりました。秀長没後の秀吉の行動は非道なものが多く人心の離反を招いた要因となったことから「秀長がもし長生きしていたら」と惜しまれたといいます。

秀吉晩年最大の愚行のひとつが「唐入り」、国内のみならず明（中国）をも支配下におくため朝鮮へ出兵したのです。さて、皆様は、16世紀最大の国際戦争と言われるこの朝鮮出兵についてどのようなことをご存知でしょうか。私は「朝鮮の抵抗や明の援軍で苦戦し秀吉の死で撤退した」という程度のごく浅い認識しかありませんでした。

「最初は勢いに乗って進軍したが、その後、強固な抵抗や明からの援軍により戦線は膠着化した。海戦で敗れて補給線を断たれたことにより飢えに苦しみ、厳しい寒さもあって多くの餓死者・病死者を出した。しかし、日本の秀吉の下には正確な戦況が伝えられず撤退の意思決定がなされることはなかった。」

これは、太平洋戦争の時とほとんど同じ状況だ、と、私は背筋が寒くなりました。歴史を学ぶのは、同じ過ちを繰り返さないためです。しかし、日本は朝鮮出兵の過ちから学ぶべきことを学ばず、既に悲劇を繰り返してしまっていたことに気付いたからです。

二度あることは三度ある、などということが無いように今度こそ過去の過ちを繰り返さないよう学ぶ必要があります。私が我ながら恥ずかしく思ったのは、島津義弘の関ケ原の戦いについては何度も聞いて戦いの経緯や島津退き口などとそれなりに知っているのに、同じ島津義弘の朝鮮出兵に関しては何も知らなかったことです。「鬼石曼子(グイシーマンズ)：鬼のように恐ろしい島津」と呼ばれた義弘が現地でどのようであったのか、また、朝鮮人陶工を連れてきていますが、どのような経緯だったのか、想像すると恐ろしいことばかりです。

そもそもなぜ戦をしかけなければならなかったのか、どこかでだれかが止められなかったのかなども含めて学んでおきたいものです。

また、今回、朝鮮出兵について学ぶ中で、当時の鹿児島は、なかなかの国際都市だったことも初めて知りました。島津家には明人も複数人仕えており、内之浦の港などには遠くインドやペルシャの人も出入りしていたのだとか。国際化や多様性、文化交流などのテーマも昔からあったのだな、とこちらは楽しく想像しました。





学ぶべきことはたくさんあって、それが身近にあっても気持ちを向けなければ自分の中には入ってきません。アンテナをきちんと働かせること、好奇心を働かせることを心がけていきたいものです。

柿落く赤々窒の火は燃える　美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店　下荒田事務所
〒890-0056　鹿児島市下荒田4-1-9
TEL 099-252-7070　FAX 099-252-6400

（旧　甲南永山事務所）
TEL 099-255-3898　FAX 099-255-1992

■支店　名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821　鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
TEL 099-223-3465　FAX 099-223-4348

URL https://kamikawaji-kaikei.com/

上川路会計　検索

編集後記

鹿児島の秋はあっという間に過ぎてしまい、紅葉の見ごろを逃してしまうという声をよく耳にします。県内の紅葉スポットとしては、霧島やいちき串木野市の冠岳、蘭牟田池、曾木の滝などが知られており、例年11月下旬から12月上旬にかけて美しい紅葉を楽しむことができるようです。短い秋だからこそ、見ごろの時期に合わせて、身近な紅葉スポットを楽しみたいものです。

編集委員　上川路美恵野　総務課会一同

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！
また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！